

市第133号議案 横浜市立図書館の指定管理者の指定
～横浜市山内図書館の指定管理者の募集及び選定の概要について～

1 指定管理者の募集及び選定について

横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会によって決定された公募要項により指定管理者を募集し、厳正な審査の結果、有隣堂グループ（株式会社有隣堂・三洋装備株式会社）を指定候補者として選定しました。

(1) 選定経過

5月21日（水） 第1回選定評価委員会（公募・選定スケジュール、審議の進め方）
6月11日（水） 第2回選定評価委員会
（公募要項及び業務要求水準書等について、審査基準について）
6月24日（火） 公募要項等の配布開始
7月3日（木） 現地見学会及び応募者説明会（8団体が参加）
7月23日（水）～8月1日（金） 応募書類の受付
8月20日（水） 第3回選定評価委員会（審査に係る事項について、応募書類について）
8月27日（水） 第4回選定評価委員会（面接審査の実施）
9月10日（月） 第5回選定評価委員会（指定候補者の決定等）
9月19日（月） 選定結果の通知

(2) 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会

委員長 延命 政之（弁護士）
委員 荻原 幸子（専修大学文学部教授）
藤崎 晴彦（横浜市立大学国際総合科学部准教授）
前田 泰宏（公認会計士）
渡辺 順子（(株) VM・ビタミンママ代表取締役社長）

(3) 審査結果

第1位 有隣堂グループ	875点
第2位 YOKOHAMA SMILE TRC GROUP	777点

(4) 指定候補者の概要

有隣堂グループ 代表者 株式会社有隣堂 代表取締役社長 松信 裕
その他の構成団体 三洋装備株式会社 代表取締役社長 菅生 宣昭

(5) 審査講評

有隣堂グループは、「第1期指定管理業務の実績及び評価の過程で指摘された課題等をよく踏まえ、新たな提案をしている点が評価された。青葉区の地域性と独自性に根差した具体的な提案がされており、優れていた。また、横浜市の施策をよく理解し、管理業務・運営業務のバランスが取れた積極的な事業展開が考えられていた。」などの点が評価され、指定候補者に選ばれました。

2 指定管理者の指定等に関する今後のスケジュール（予定）

平成26年12月下旬以降 市会での指定議案議決後、指定管理者と協定締結

3 指定候補者による山内図書館のサービス展開

(1)これまで（第1期）の横浜市山内図書館の指定管理業務の評価

- おおむね水準を満たし、学校連携などいくつかの点では水準以上の達成状況である。
- 民間ノウハウの発揮による図書館サービスの向上については、さらに改善していく余地が残されている。
- 市民の読書活動の推進や生活課題の解決に資する新たな事業をどこまで創出していくことができるか、今後の取組に期待したい。

(2)今回の公募（第2期）で求める横浜市山内図書館のサービスのあり方

「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」の施行、「横浜市民読書活動推進計画」策定という新たな課題を踏まえ、民間ノウハウの発揮による図書館サービスのさらなる向上を目指し、それにより新たな事業の創出やチャレンジ感あふれる取組が実施され、地域の情報拠点機能の強化・地域の読書活動推進が実現されることを期待するものです。

(3)指定候補者による山内図書館のサービス展開

ア 基本的な考え方

「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」、「横浜市民読書活動推進計画」を踏まえ、従来の図書館内の基本的サービス展開にとどまらず、「地域」というフィールドを対象として様々なサービスの取組を展開します。

(ア) 地域コミュニティ創造の担い手としての図書館 「あおば読書活動推進の会」の開催

読書活動を通じたまちづくり・ひとづくり。区内読書関連施設が自由な意見交換ができる場の創出

(イ) 地域の読書活動コーディネーターとしての司書 「読書活動推進担当者」の配置

積極的に地域に出向き、様々な連携事業を実施。

(ウ) 快適な読書空間の創造 「椅子席の増設」「ウッドデッキ」等の検討

イ 主な事業提案

(ア) 地域情報拠点機能の強化

区内の読書活動団体及びボランティアの育成・研修及び活動支援、図書館取次サービス拠点ネットワークの整備と運用支援、司書の能力向上（専門的能力の向上・企画力・プレゼンテーション能力）、ＩＣＴ環境の充実（電子書籍の閲覧が可能な専用タブレットの貸出）

(イ) 読書活動推進のための取組

取り組み姿勢：学校連携担当者に加え、読書活動推進担当者を新規配置し、推進事業を実施

子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	成人の読書活動の推進と担い手の拡大	読書活動の拠点の強化と連携について
新規：プロによる人形劇、絵本に 出ている料理・お菓子作り 継続：定例おはなし会、季節のお はなし会、小学生のための調べ 方講座、小学生夏休み1日図書 館員他	新規：「青葉区の今昔」をテーマ に40周年事業実施（講座・展 示・HP、リーフレット作成配布）、 地域資料講座（有隣堂出版物） 継続：大人のためのおはなし会、 郷土・医療・資産運用講座、子 育て世代向け講座、託児サービス他	新規：地区センタービブリオバ トル大会、青葉区の企業紹介展 示、青葉区の農業紹介 継続：青葉いろはカルタ大会、横 浜市大エクステンションセンター 連携講座、夏のおはなしまつり、 地域の伝統芸能講座

市第 133 号議案説明資料
平成 26 年 12 月 17 日
こども青少年・教育委員会

横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会
審査報告書

平成 26 年 9 月 10 日

1 経緯

横浜市山内図書館の指定管理者の選定にあたり、横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行ってきました。

このたび、審査が終了し、指定候補者及び次点候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 選定委員会 選定委員（五十音順）

委員長	延命 政之	(弁護士)
委 員	荻原 幸子	(専修大学文学部教授)
	藤崎 晴彦	(横浜市立大学国際総合科学部准教授)
	前田 泰宏	(公認会計士)
	渡辺 順子	((株) VM・ビタミンママ 代表取締役社長)

3 選定経過

年月日	項目
平成26年5月21日(水)	◎第1回選定評価委員会 (公募・選定スケジュール、審議の進め方)
平成26年6月11日(水)	◎ 第2回選定評価委員会 (公募要項及び業務要求水準書等について、審査基準について)
平成26年6月24日(火)	公募要項等の配布開始
平成26年7月3日(木)	現地見学会及び応募者説明会
平成26年6月24日(火) ～平成26年7月9日(水)	公募要項等に関する質問受付
平成26年7月15日(火)	公募要項等に関する質問回答

平成26年7月23日(水) ～平成26年8月1日(金)	応募書類の受付
平成26年8月20日(水)	◎第3回選定評価委員会 (審査に係る事項について、応募書類について)
平成26年8月27日(水)	◎第4回選定評価委員会 (面接審査の実施)
平成26年9月10日(水)	◎第5回選定評価委員会 (指定候補者の決定等)

◎は選定評価委員会

4 審査結果

(1) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市山内図書館指定管理者公募要項」（以下「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた評価基準項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、指定候補者及び次点候補者の選定のため、順位を決定することとしました。

審査は200点を各評価基準項目に配分し、各委員が評価基準項目ごとに採点した上で、その合計点（1000点満点）を審査得点としました。また、最低基準点を総得点の7割である700点、かつ評価基準項目の各得点が6割以上としました。また、前指定管理期間における指定管理者の応募があったため、前指定管理期間の指定管理業務の実績について、加点・減点（±10点）による採点をし、合計点に加えました。

(2) 応募者の資格（制限）について

応募のあった2団体について、公募要項に定める「応募者の資格」及び「欠格事項」への該当の有無については、問題がないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

6 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）

イ 欠格事項

- 次に該当する団体は、応募することができません。
- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更正・再生手続き中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- ※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6-1）及び（様式6-2）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (ケ) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと

(3) 選定評価基準項目、配点（詳細は別紙1を参照）

選定評価基準項目	配点
団体の状況	25
職員配置・育成	20
施設の管理運営に係る業務	135
収支計画及び指定管理料	20
合 計	200
前指定管理期間の指定管理業務の実績	±10

(4) 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者及び次点候補者と決定しました。

指定候補者 有隣堂グループ（株式会社有隣堂、三洋装備株式会社）

次点候補者 YOKOHAMA SMILE TRC GROUP

（株式会社図書館流通センター、株式会社明日香）

(5) 審査得点

選定評価基準項目	第1位	第2位
	有隣堂グループ	YOKOHAMA SMILE TRC GROUP
団体の状況	114	118
職員配置・育成	88	76
施設の管理運営に係る業務	573	511
収支計画及び指定管理料	82	72
前指定管理期間の指定管理業務の実績	18	—
得点	875点	777点

5 審査講評

応募団体は2団体でした。各団体の審査講評は、次のとおりです。

(1) 有隣堂グループ

第1期指定管理業務の実績及び評価の過程で指摘された課題等をよく踏まえ、新たな提案をしている点が評価された。

青葉区の地域性と独自性に根差した具体的な提案がされており、優れていた。

また、横浜市の施策をよく理解し、管理業務・運営業務のバランスが取れた積極的な事業展開が考えられていた。

さらに、快適な読書空間の提供についての具体的な提案は、高く評価できる。実際の取組を期待したい。

読書活動推進のための取組については、具体的な提案が豊富にされている反面、対象年齢層についてやや散漫な面がある。読書活動推進計画の趣旨を踏まえ、各年齢層に対するきめ細やかな事業展開を考えるならば、提案項目を取捨選択し、メリハリをつけることによって、各事業の継続性・実効性を高める必要がある。

(2) YOKOHAMA SMILE TRC GROUP

指定管理業務等を全国的に展開している実績を踏まえた図書館サービスという点では優れており、業務実績及び職員育成について評価された。しかし、青葉区の地域性を踏まえた具体的な提案がみられなかつた。また、施設の維持管理についても具体性が薄かつた。

読書活動推進のための取組については、子育て支援の提案があり、斬新であったが、山内図書館での事業展開とどう結びつくのか具体性に欠け、実効性の面で疑問が残つた。また、高齢者や障害者に目を向けた読書活動の推進についての取組に対する姿勢も弱く、全体として、今回の山内図書館指定管理者の選定にあたって求められている地域の読書活動推進の趣旨と結びついでいなかつた。

6 総評

横浜市では、平成26年4月から「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」が施行され、条例に基づき「横浜市民読書活動推進計画」が策定された。横浜市山内図書館の第2期の指定管理者の選定は、これらの新たな課題に対し、民間ノウハウ・民間能力の発揮により、地域の情報拠点機能の強化及び地域の読書活動の推進を実現していくという視点から審査を行つた。

2団体からの応募があり、厳正なる審査の結果、指定候補者として有隣堂グループを選定した。有隣堂グループの提案は、本市の施策を踏まえ、また、青葉区の地域性・独自性に根差した具体性のあるものであり、地域の読書活動推進に向けて有効性の高いものであると考えられる。

有隣堂グループにおいては、2期目の事業者として、これまで築いてきた市民や地域との関係を継続して一層深め、地域の読書活動の推進に努めてもらいたい。

横浜市においては、指定管理者との協議等を通じ、提案内容の実効性を高めるための支援に努めてもらいたい。

評価基準項目(審査の視点及び配点)

別紙1

項目	審査の視点	配点
1 団体の状況	(小計)	25
団体の理念・基本方針・財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが公共性の高いものであり、公の施設としての管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
	団体の財務状況が健全か。（指定管理者として安定的・継続的な運営が確保されるか）	5
業務実績	団体の業務実績が、本指定管理業務遂行上有効であるか。	10
応募理由	山内図書館の設置目的及び図書館の役割を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であるか。 施設運営に熱意が感じられるか。	5
2 職員配置・育成	(小計)	20
職員配置	図書館業務実施のために必要な人員数及び相応しい人材を確保し、適切に配置しているか。 施設・設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画になっているか。	10
	図書館サービスの水準の維持のために適切な司書有資格者数を配置しているか。 (※政令指定都市における平成24年度末平均有資格者率64%)	5
育成	職位、職務内容に応じた研修及び接遇等、職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
3 施設の管理運営に係る業務	(小計)	135
図書館業務	(図書館業務 計)	85
基本的な考え方	業務要求水準書で示した「山内図書館の管理運営に関する基本的な考え方」を踏まえた考え方であるか。 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」及び「横浜市民読書活動推進計画」を踏まえた考え方であるか。 民間ノウハウ・民間能力の発揮による図書館サービスの向上を目指した考え方であるか。	10
	貸出・返却・予約・参考業務等、基幹的なサービスについて、安定した確実で迅速なサービス提供のための体制及び取組が提案されているか。	10
蔵書構築	図書の選定・廃棄に関する業務に関して、司書有資格者を含む複数の職員による選定体制が整っているか。	5
	地域資料の収集について、地域資料の情報収集及び実際の収集に関する体制が提案されているか。	5
地域情報拠点機能の強化	地域情報拠点の機能強化について、具体的で効果的な提案がなされているか。 地域特性等を反映した提案がなされているか。 民間ノウハウ・民間能力を発揮した取組が提案されているか。	10
読書活動推進のための取組	「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」及び「横浜市民読書活動推進計画」を踏まえた読書活動推進の取組姿勢について。 地域特性等を反映した提案がなされているか。 民間ノウハウ・民間能力を発揮した取組が提案されているか。	10
	子どもの発達段階に応じた読書活動の推進について、具体的で効果的な提案がなされているか。 民間ノウハウ・民間能力を発揮した取組が提案されているか。	10
	成人の読書活動の推進と担い手の拡大について、具体的で効果的な提案がなされているか。 民間ノウハウ・民間能力を発揮した取組が提案されているか。	10
	読書活動の拠点の強化と連携について、具体的で効果的な提案がなされているか。 民間ノウハウ・民間能力を発揮した取組が提案されているか。	10

項目	審査の視点	配点
図書取次サービス	安定した確実なサービス提供のための取組の提案がなされているか。	5
施設管理		(施設管理 計) 30
施設及び設備の維持保全及び管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画になっているか。 利用サービス向上や読書環境充実のための施設設備改修等について、快適な読書空間提供の提案がなされているか。	10
小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
事故防止体制・緊急時に對する取組	事件・事故の防止対策が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	10
防災に対する取組	市（区）防災計画を参考とした、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	5
その他		(その他 計) 20
個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の管理方法・体制・保護方策、情報公開について、適正な理解に基づいた、適切な取組がなされているか。	5
	図書館業務における個人情報の取扱、保護方策等について、個人情報保護に対する適正な理解に基づいた、適切な取組がなされているか。	5
利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等への対応やこれらに対する改善方法に具体性があるか。	5
人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	人権尊重、ヨコハマ3R夢プランなど本市の重点施策を踏まえた取組となっているか。 市内中小企業振興条例の主旨を踏まえた取組となっているか。	5
4 収支計画及び指定管理料		(小計) 20
指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10
施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	10
合計		200

前指定管理期間の指定管理業務の実績 ※応募法人が前指定管理期間における指定管理者のみの場合は行わない。	±10
前指定管理期間における実績が優れているか（加点・減点で配点）。	
小計	±10